

Q206. 通常の労働時間・労働日の賃金（時間単価）は、どのように計算すればいいのですか。

時給制のアルバイトの場合は、通常の労働時間・労働日の賃金（時間単価）＝時給です。

時給 1000 円であれば、通常の労働時間・労働日の賃金（時間単価）＝1000 円/時となります。

月給制の正社員の場合は、労基法上、月給制の正社員の通常の労働時間・労働日の賃金は、「(月給額－除外賃金) ÷ 一年間における一月平均所定労働時間数」で算定されることになるのが通常です（労基則 19 条 1 項 4 号）。

例えば、月給 24 万円で除外賃金がなく、一年間における一月平均所定労働時間数が 160 時間であれば、24 万円 ÷ 160 時間＝1500 円/時が通常の労働時間・労働日の賃金となります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎